

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 上場株式を贈与された、さて評価は？

Q: バブル時に比べると株価はまだまだ低いので、父から上場株式の贈与を受けました。来年、贈与税の申告をしなければなりません。もらった株式は大阪と東京の両方の証券取引所に上場されています。どちらの価額で評価したらよいのでしょうか。

A: 2以上の証券取引所に上場されている株式は、その株式の発行会社の本店所在地の最寄りの証券取引所の取引価格によることが原則です。ただし、納税者が最寄りの証券取引所の取引価格を選択したときは、これによってもよいとされています。

【解説】

贈与税又は相続税における上場株式の評価は次の①から④のうち最も低い価額で評価することになります。

- ① 課税時期の最終価格
- ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の平均額
- ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の平均額
- ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の平均額

※上場株式の銘柄別の毎日の最終価格は、日刊新聞に「終値」として掲載されている価格のことです。

また、最終価格の月平均額は、各証券取引所の発行する統計月報や日本証券新聞等に掲載されています。税務署でも調べることができます。

